射水市告示第64号

射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

射水市長 夏 野 元 志

射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、旧基準木造住宅の地震に対する安全性の評価の促進を図るため、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号)第17条の規定に基づき、射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「耐震診断」とは、一般社団法人富山県建築士事務 所協会(以下「協会」という。)が行う耐震診断をいう。
- 2 この要綱において「旧基準木造住宅」とは、次に掲げる要件の全てに該当 する木造住宅をいう。
 - (1) 一戸建てのもの(併用住宅にあっては、居住部分の床面積が全体の過半を占めているものに限る。)
 - (2) 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの
 - (3) 階数が2以下のもの
 - (4) 在来軸組工法によるもの

(補助金の交付)

- 第3条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たす者が行う木造住宅耐震診断に 要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものと する。
 - (1) 市内に旧基準木造住宅を所有する者
 - (2) 市税の滞納がない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

住宅の延床面積	補助金の額	
	図面がある場合	図面がない場合
280平方メートル以下のもの	2,000円	4,000円
280平方メートルを超えるもの	3,000円	6,000円

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、協会による木造住宅耐震診断の結果を受けた後、速やかに射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 協会が発行した木造住宅耐震診断業務委託受託書の写し
 - (2) 協会が発行した木造住宅耐震診断報告書のうち、総合評価に関する部 分の写し
 - (3) 耐震診断に要した費用の支払を証する書面の写し
 - (4) 市税の滞納がないことを証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、 補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、射水 市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。次項にお いて「決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに射水市木造 住宅耐震診断支援事業補助金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を 添えて、市長に提出しなければならない
 - (1) 決定通知書の写し
 - (2) 振込先が確認できる書類の写し

(補助金の返還等)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

射水市長

申 請 者 住所 氏名

印

射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付申請書

射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係 書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金

Н

- 2 関係書類
 - (1) 協会が発行した木造住宅耐震診断業務委託受託書の写し
 - (2) 協会が発行した木造住宅耐震診断報告書のうち、総合評価に関する部分の写し
 - (3) 耐震診断に要した費用の支払を証する書面の写し
 - (4) 市税の滞納がないことを証する書類

様式第2号(第6条関係)

第 号年 月 日

様

射水市長

射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に交付申請のあった射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

射水市長

請 求 者 住所 氏名 <u></u> 印

円

射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付請求書

年 月 日に交付決定のあった射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金について、射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付請求額 金
- 2 振込先

金融機関名

支 店 名

口座種別 普通・当座 (どちらかに○をつける。)

口座番号

口座名義 (カナ)

- 3 関係書類
 - (1) 射水市木造住宅耐震診断支援事業補助金交付決定通知書の写し
 - (2) 振込先が確認できる書類の写し